

特別養護老人ホーム翔洋苑入所取扱基準

1. 目的

この基準は、特別養護老人ホーム翔洋苑（以下「翔洋苑」という。）への入所を希望する者（以下「入所希望者」という。）の入所に関する取扱いについて、「熊本県特別養護老人ホーム入所取扱指針」（以下「指針」という。）に基づく運用を行うに当たり、翔洋苑における具体的な運用の基準を定め、適正な入所の取扱いを行うことを目的とする。

2. 入所対象者

入所対象者については、「指針」の2の（1）又は（2）に該当するものとする。

3. 入所に係る取扱い

（1）入所申込み

① 入所申込みに係る手続き等については、「指針」の3の（1）の①及び②のとおりとする。ただし、入所申込書別紙（別紙1 調査票。以下「調査票」という。）について、居宅介護支援事業所又は在宅介護支援センター（以下「事業所」という。）の協力を得て提出する場合であって、既に「事業所」において居宅サービス計画書（アセスメント票）が作成されていて、別紙1の必要な項目が網羅されている場合は、それを代用してもよいものとする。一方、事業所の協力を得ることができない場合、及び居宅サービス計画書（アセスメント用）が作成されていない場合は、翔洋苑において調査票を作成するものとする。

② 各提出書類の様式について、特別養護老人ホーム翔洋苑入所申込書は様式1に、特別養護老人ホーム翔洋苑入所申込書別紙は別紙1に、それぞれ定めるものとする。

（2）入所申込みの受付け

入所申込みの受付け及び受付時の説明については、「指針」の3の（2）の①及び②のとおりとする。

（3）入所の必要性に係る評価

① 入所の必要性に係る評価については、「指針」の3の（3）の①から⑤のとおり行うものとする。

② 入所の必要性に係る評価を行うに当たりその様式は、特別養護老人ホーム翔洋苑入所必要度評価票（様式2。以下「評価票」という。）によるものとする。

- ③ 「指針」の3の(3)の②に定められる評価票中の「その他特に入所が必要と認められる事情」については、入所検討委員会においてその具体的項目及び点数区分を定めるものとする。なお、定められた項目以外で、特に必要と認められる事情がある場合は、委員会において検討する。
- ④ 「指針」の3の(3)の⑤に定められる入所希望者に係る心身の状態、介護者の状況及び生活環境等の定期的確認については、「指針」の3の(3)の④に定められる入所申込時と比較して大きな変化があったと申出た場合を除き、原則介護保険の要介護認定期間更新時に行うものとする。
- (4) 入所検討委員会の設置及び開催
入所検討委員会の設置及び開催については、「指針」の3の(4)の①から⑦に基づき、翔洋苑入所検討委員会運営実施要項（以下「要項」という。）により運営するものとする。
- (5) 入所の辞退等の取扱い
入所辞退等の取扱いについては、「指針」の3の(5)の①及び②によるものとする。なお、3の(5)の②に係る再度の入所の一時辞退に係る取扱いについては、「要項」第4条第5項に定めるとおり取扱うものとする。
- (6) 入所決定に係る手続きの例外
「指針」の3の(6)の①から③に該当する場合は、「指針」に定めるとおり管理者の専決事項とし、「指針」に基づいた事務処理を行うものとする。また、管理者は専決事項については、「要項」第5条のとおり入所検討委員会に報告するものとする。

4. 本基準の運用

本基準は、平成15年7月1日より運用する。